

三鷹市における社会保障・税番号制度への対応と課題について

構成員 三鷹市長 清原 慶子

1 三鷹市における準備状況

三鷹市においては、番号法の成立以降、全庁的な検討チームを立ち上げ、テーマごとのワーキングチームにより具体的な検討や準備作業を進めてきた。平成26年2月には、庁内での情報共有を図るため「三鷹市職員のための番号制度ハンドブック（導入編）」を作成し全職員に周知を行い、平成26年10月には、番号制度推進本部及び同事務局を設置して、平成27年10月の個人番号の通知に向けた体制の強化を図っている。

*現在、社会保障・税番号制度への対応として次の活動を行っている。

(1) 広報活動

市の広報紙、ホームページ及びケーブルテレビの市広報番組等で市民向けの広報を実施している。

詳細は次のとおり

○市広報紙（1/18号、2/1号、3/15号、4/5号、5/17号）、英語版広報紙（5月号）

○ケーブルテレビの市広報番組（2/1～14放映分）

○ホームページによる周知（1/8～）

◎事業者に向けた広報を効果的に行うため、関係行政機関である管内の税務署、年金事務所、公共職業安定所と情報交換を行い、共同で準備作業を行うための検討を進めていくこととしている。今月にも担当者会議の開催を予定している。

(2) システム導入等の対応

○住民基本台帳、地方税、社会保障関係システム等についてマイナンバー制度対応

○個人番号カード交付のため必要となる住基ネット端末（統合端末）の増設や窓口業務の委託等

○国で構築する中間サーバーや法定受託事務となる通知カードや個人番号カードの交付に関し、カード作成等の委任に伴ってJ-LISへ支払う経費等も含め、マイナンバー制度対応に係る平成27年度経費として約5億4千6百万円を計上（平成27年第2回定例会提案予定の補正予算を含む。）

そのうち、国の補助額は、約1億2千百万円（約22%）という状況となっている。

(3) 個人情報保護、条例対応

○特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務など計18事務）を進め、個人情報保護条例、個人番号の利用に関する条例等の整備に伴う作業を実施（平成27年第3回定例会工程予定）

○個人情報保護条例の整備については、個人情報保護法の改正、番号法の改正等により、条例改正が生じることを念頭に置き、市民及び職員にとって理解しやすい条例となるよう対応

○個人番号の利用に関する条例については、制度導入に伴い、既に庁内連携が図れている事務においても、利用が制限される場合があることから、現行のサービスレベルを落とさないような対応を検討

2 市長会関東支部総会における緊急決議について

5月15日（金）に開催された全国市長会関東支部総会（全国813市区のうち216市区により構成）において、千葉県の市長会より提出された、「社会保障・税番号制度の円滑な導入に関する緊急決議」が採択された。これまでも、国においては広報や財源確保に向けた取組を実施しているところであるが、この提言を踏まえ、国民への積極的な広報や地方への財源措置について最大限の配慮を要望する内容である。詳細は別紙のとおり

社会保障・税番号制度の円滑な導入に 関する緊急決議

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）については、地方自治体において、円滑な制度の導入に向けて取り組んでいるところである。

しかし、内閣府による調査では、国民の3割に満たない認知度との調査結果であり、いまだ国民に広く知られているとはいえない状況にある。

また、システムの改修やネットワーク構築に係る費用等について、地方自治体にも財政負担が強いられている状況にある。

については、国は円滑な制度の導入や運用について地方自治体と十分な協議を行うとともに、国の責任において次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

- 1 制度導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、個人番号カードの普及促進に向けた必要な措置を講じること。
- 2 財政措置について、地方財政措置ではなく、システムの総合運用テスト、中間サーバーの利用、通知カード及び個人番号カードの交付、並びにマイナポータルの運用開始に要する経費等を含めた地方自治体が負担する経費の総額を補助すること。
- 3 システムの導入やネットワーク構築に係る費用について、税務システム等の関係システムの改修を含め、国庫補助上限額を設けずに地方自治体の実態に即し経費の総額を補助すること。

以上決議する。

平成27年5月15日

全国市長会関東支部